

令和6年度 利根町放課後児童クラブ入級案内

1 目 的

保護者が労働等により昼間留守家庭となる小学生の児童を対象に、授業終了後に遊びを主とする生活の場を提供し、健全な育成を図る事業です。

2 対象児童

町内の小学校に就学しており、かつ以下のいずれかに該当する児童

- (1) 両親および同居家族が自宅外勤務等のため留守家庭になる児童
- (2) その他特に必要と認められる児童

※新1年生につきましても4月1日(月)から利用できます。

※学校長期休暇中のみ利用することもできます。

※入級日は、原則として月初めの日としております。

※申込み多数の場合は、利用調整を行いますのでご承知おきください。

3 開級時間・場所

- (1) 授業終了後から午後6時30分まで。
- (2) 授業休業日および土曜日は、午前8時から午後6時30分まで。

※児童のお迎えは開級時間内厳守で勤務終了後すみやかにお願いします。

※保護者以外に依頼する場合も、開級時間内のお迎えを必ず伝えてください。

- (3) 利根小学校児童クラブ・文児童クラブ・文間児童クラブで開所いたします。

※文児童クラブ・文間児童クラブにつきましては、授業終了後、スクールバスにて各児童クラブまで送迎いたします。

4 閉級日

日曜日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)・お盆(8月13日～15日)

※災害等で学校が臨時休校になった場合は、臨時閉級となります。

5 利用料(クラブ費)

- (1) 月額5,000円。(8月のみ夏休み期間のため7,000円)

(同じ月にきょうだい2人以上で利用した場合、2人目以降は半額)

常陽銀行の口座から利用翌月の15日(銀行休業日は翌営業日)に引落しとなります。

常陽銀行に口座の無い方は入級決定後、口座の開設をお願いします。

- (2) 都合により利用しない月については前月までに必ず利用休止届を提出してください。
退級する場合は退級届をすみやかに提出してください。提出がない場合は利用しない月でも利用料をお支払いいただきますのでご注意ください。

- (3) 町民税が非課税のひとり親世帯は、児童クラブ費が免除になります。

免除には申請が必要です。また、所得の申告がないと免除判定ができませんので必ず申告してください。

6 傷害保険

クラブ利用中の万が一の怪我等に備え、児童は全員傷害保険に加入していただきます。

保険料(年額800円)は入級決定後に、子育て支援課窓口にてお支払いいただきます。

お支払いが無い場合はクラブを利用することができません。

※年度途中に退級されても払い戻しはいたしません。

7 その他

- (1) 児童クラブの利用登録は、年度ごと(4月1日から翌3月31日)になります。翌年度(4月1日以降)継続して入級する場合は、改めて入級手続きが必要となります。
- (2) 保護者による保育が受けられるようになったとき、保護者に正当な理由なくクラブ費を3ヶ月以上滞納したとき、児童の行動面、健康面等で、集団生活を送るうえで不相当と認められる場合等は、退級していただくことがあります。
- (3) 提出いただいた申請書の内容(住所、連絡先、勤務先、児童の健康状態など)に変更があった場合は、必ず『変更届』を提出してください。
- (4) 入級決定後に児童クラブを利用されないケースが見受けられます。3ヶ月間利用がない場合は退級とします。児童クラブの趣旨をご理解いただいたうえで、確実に利用が必要な児童のみ入級申込みされますようお願いいたします。
- (5) 支援員は常時2~3名体制で指導をいたします。宿題を行う時間を設けてはおりますが、学習指導は行いません。
- (6) 児童の出欠確認等のため、専用アプリを使用します。欠席する場合は、当日の午前10時までには必ずアプリへの欠席登録をお願いいたします。保護者以外の方が迎えに来られる場合は、児童クラブへの連絡をお願いいたします。
- (7) 児童クラブではおやつ時間を設けています。おやつのお取り扱い等については、各クラブの案内に従ってください。水筒補充用の飲料代等として、月額数百円程度必要となります。
- (8) 学校給食のない日は、お弁当・水筒を持参してください。児童クラブでは食事の提供はありません。
- (9) 発熱等で支援員から連絡があった場合は、すみやかにお迎えをお願いいたします。
- (10) 保護者の仕事がお休みの日は家庭での保育をお願いいたします。

各クラブの開級場所	電話番号 ※開級時間内のみ通話対応 (開級時間外は留守電にお名前、ご用件をお話してください。)
利根小学校児童クラブ 布川 4230 番地 (給食室東側児童クラブ専用教室)	TEL090-5767-4434
文児童クラブ 下曾根 254 番地 (旧文小北側校舎1階児童クラブ教室)	TEL080-2056-2051
文間児童クラブ 大房 323 番地 1 (旧文間小駐車場敷地内児童クラブ専用教室)	TEL080-2056-2249

※土曜日は、1つの児童クラブに集約して開級します。送迎の際、注意してください。土曜日の利用については、事前に土曜日の利用登録が必要となります。

○問い合わせ先

〒300-1696 利根町布川 841-1
子育て支援課 子育て支援係
TEL 68-2211 内線 145

令和6年度 児童クラブ入級申込提出書類について

1 申込受付 (期限厳守)

受付期間：11月16日(木)～12月15日(金)まで。

受付場所：利根町役場 子育て支援課

受付時間：午前8時30分～午後5時15分 (土・日・祝日を除く)

※12月6日(水)は午後8時まで延長。

入級決定通知の発送は3月上旬を予定。

○年度途中の入級は、利用を希望する前月の10日が申込期限となります。

(定員に空きがある場合のみ、入級可能です。)

2 提出書類

(①の書類については児童1名につき1枚、②～⑤の書類については1世帯につき1枚提出してください。)

① 利根町児童クラブ入級申込書

② 状況申立書

③ 就労証明書等 (留守家庭となる理由により書類が異なります)

入級要件を確認するため、両親・同居の親族等65歳未満の方全員分の証明書を提出してください。65歳以上の方については提出不要です。

※就労の場合は、月64時間以上の勤務で、かつ保護者が児童の下校時間までに帰宅できないことを要件としています。

※用紙が不足する場合は、役場子育て支援課にて受領してください。コピーしていただいても結構です。

留守家庭となる理由	提出する証明書等
就労のため (常勤・パート・臨時・内職) ※産休中(出産予定日の8週前の月頭から出産日の8週後の月末まで)	就労・内定・内職証明書 (勤務先の証明が必要)
出産(出産予定日の8週前の月頭から出産日の8週後の月末まで)	母子手帳の写し
自営業・農業に従事のため	自営業・農業申告書
病気・障害等のため	診断書または障害者手帳・療育手帳等の写し
家族の病気介護のため	看護・介護申立書
就学中(高校生以上)	在学証明書または学生証の写し (保護者の場合、時間割やカリキュラムの写しも添付)
求職中(入級期間は最大3ヶ月間)	求職活動申立書 ハローワークカードの写し

④ 児童クラブ入級申込に関する確認書

⑤ 同意書

3 入級後の届け出

『変更届』

保護者または同居の親族等について、家族の状況や電話番号、就労状況等に変更が生じた場合。(雇用期間を更新した場合も新たに就労証明書を提出してください。)

『利用休止届』

利用しない月については前月までに提出してください。
提出がない場合は利用しない月でも利用料をお支払いいただきますのでご注意ください。

『退級届』

児童が留守番できるようになったり、退職等により入級要件を満たさなくなる場合には退級となりますので提出してください。

『児童の迎えに関する届出書』

兄・姉の下校時刻に合わせて帰宅する場合に提出してください。

これらの様式は子育て支援課または町公式ホームページの子育て支援、児童クラブのページよりダウンロードできます。

その他ご不明な点がある場合には子育て支援課までお問い合わせください。

○問い合わせ先

〒300-1696 利根町布川 841-1

子育て支援課 子育て支援係

TEL 68-2211 内線 145